

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」について

標記について、協定締結を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。
なお、本件は協定締結の公募であり入札は行いません。

令和7年 2月12日

国土交通省 関東地方整備局
荒川下流河川事務所長
菊 田 友 弥

記

1. 協定の目的

荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等において災害が発生した場合、災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について、その確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協 定 区 間 荒川下流河川事務所直轄管理区間（別紙－1 参照）
- (3) 協 定 内 容 本協定で想定している作業は以下のとおりとする。
 - ①堤防等の応急復旧
 - ②災害対策機器の運用補助作業
 - ③復旧資機材の水上輸送
 - ④水上からの応急復旧なお、今回公募する協定内容は、以下のタイプとする。
 - ・タイプA：上記①②を協定内容とするもの。
 - ・タイプB：上記①②③④を協定内容とするもの。
- (4) 協 定 区 分 一般土木
- (5) 協 定 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち定期受付において一般土木工事C等級以上又は維持修繕工事に申請を行い受理されている

者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

（3）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）近隣地域一覧表（別紙－2）に該当する区域内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

（5）施工実績について

【タイプA】

タイプAで申請する場合は、以下の施工実績を有すること。

平成21年4月1日以降に、荒川下流河川事務所の発注工事で元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

なお、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

【タイプB】

タイプBで申請する場合は、以下の施工実績を有すること。

平成21年4月1日以降に、関東地方整備局管内の河川における工事で元請として完成・引渡し完了した施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあっては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が65点未満のものを除く。

（6）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事における過去2年間の工事成績評定点の平均点が2年連続で60点未満でないこと。

（7）申請書及び資料の提出期限の日から協定締結の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（8）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4. 申請資料の作成及び提出に関する事項

（1）提出様式は下記のとおりとする。

1）様式－1（協定参加申請書）

※令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格審査の申請書が受理されていることを証する資料（受付票又は受付印の押されている当該申請書の写し）を添付すること。

2）調査様式－1（協定内容調査票）

3）調査様式－2（河川災害応急復旧業務に関する調査票）

※調査様式－2については、希望した協定内容の調査表を提出して下さい。

(2) 申請資料の作成は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項	選定出来ない要件
施工実績 (調査様式－２)	【タイプＡで申請する場合】 ① 平成２１年４月１日以降に、荒川下流河川事務所の発注工事で元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を１件記載すること。 ② 施工実績が分かる資料の写しを添付すること。	施工実績が無い場合
	【タイプＢで申請する場合】 ① 平成２１年４月１日以降に、関東地方整備局管内の河川における工事で元請として完成・引渡し完了した施工実績１件記載すること。 ② 施工実績が分かる資料の写しを添付すること。	施工実績が無い場合
協定に基づく出動要請を行った場合に派遣可能な建設機械等の台数 (調査様式－２)	【タイプＡで申請する場合】 下記建設機械の派遣可能台数を記載すること。 ・バックホウ（０．４５ｍ³以上） ・ブルドーザ（３ｔ以上） ・ダンプトラック（１０ｔ級） なお、協力会社・リース契約を含めて良い。	左記建設機械のいずれも派遣できない場合
	【タイプＢで申請する場合】 下記建設機械の派遣可能台数を記載すること。 ・バックホウ（０．４５ｍ³以上） ・ブルドーザ（３ｔ以上） ・ダンプトラック（１０ｔ級） なお、協力会社・リース契約を含めて良い。	左記建設機械のいずれも派遣できない場合
	【タイプＢで申請する場合】 下記作業船の派遣可能台数を記載すること。 ・台船（３，０００ｔ以下） ・土運船（５００ｔ積以下） ・曳（引）船（５００ＧＴ以下）等の作業船の保有台数 なお、協力会社・リース契約を含めて良い。	左記作業船のいずれも派遣できない場合
協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格 (調査様式－２)	【タイプＡで申請する場合】 ① 下記資格等を１つ以上有する派遣可能技術者を１名記載すること。 ・１級又は２級土木施工管理技士（土木） 若しくはこれと同等以上の資格を有するもの。 ② 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。	派遣できる有資格者がいない場合

	【タイプBで申請する場合】 ① 下記資格等を1つ以上有する派遣可能技術者を1名記載すること。 ・1級又は2級土木施工管理技士（土木） 若しくはこれと同等以上の資格を有するもの ② 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。	派遣できる有資格者がいない場合
協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数 (調査様式-2)	【タイプAで申請する場合】 派遣可能作業員の人数を記載すること。 なお、協力会社の人数を含めて良い。	作業員を派遣できない場合
	【タイプBで申請する場合】 派遣可能作業員の人数を記載すること。 なお、協力会社の人数を含めて良い。	作業員を派遣できない場合

(3) 申請書類の提出

1) 担当部局及び問合せ先

〒115-0042

東京都北区志茂5丁目41-1

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

電話03-3902-3220

資料の作成に対する問合せ等の連絡は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

2) 申請書類等の交付

荒川下流河川事務所のホームページにて交付する。交付期間は令和7年2月25日（火）までとする。

ホームページアドレス：<https://www.ktr.ml.it.go.jp/arage/>

上記交付方法による入手ができない場合は、記録媒体（CD-R等）を上記1）に郵送することにより電子データを交付するので、事前に上記1）にその旨を連絡し、記録媒体及び返信用の封筒（切手を貼付）、協定締結希望者の連絡先が分かるものを送付すること。受付期間は令和7年2月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

3) 申請書及び資料の提出方法、受付期間及び受付場所

申請書類は下記の受付期間内に受付場所に持参又は郵送等（書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けない。

① 受付期間

令和7年2月25日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分～18時00分までとする。

なお、郵送等の場合は、最終日の消印、託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

②受付場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

③提出部数

1 部

5. 選定結果の通知

申請書を審査の上、「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」の選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知は、令和7年3月18日（火）を予定している。

6. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、荒川下流河川事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月21日（金）から令和7年3月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和7年4月4日（金）までに書面により回答する。

7. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者は、以下に従い「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（一般土木）」を2部作成し提出すること。作成については、別紙－3「協定書の作成について」を参照すること。なお、持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る。）によるものとし、電送によるものは受付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月18日（火）から令和7年3月31日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時15分から18時00分までとする。

(2) 提出場所

4. (3) 1) 担当部局に同じ。

8. その他

(1) 申請資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された申請資料は、協定申請審査以外の目的で無断使用しません。

(2) 提出された申請資料は、返却しません。

(3) 災害協定締結後は、連絡会議、防災訓練や災害対策機器等講習会に参加すること。

(4) 災害協定締結後に連絡先及び資機材等の調査に協力すること。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、電子メールアドレス、携帯電話の番号及びメールアドレス

- ・建設機械等の台数及び保有資材調査

申請以外の保有(リース含む)建設機械等の台数、保有資機材及び保管場所

- ・派遣可能技術者の人数及び資格

- ・他機関との協定締結状況

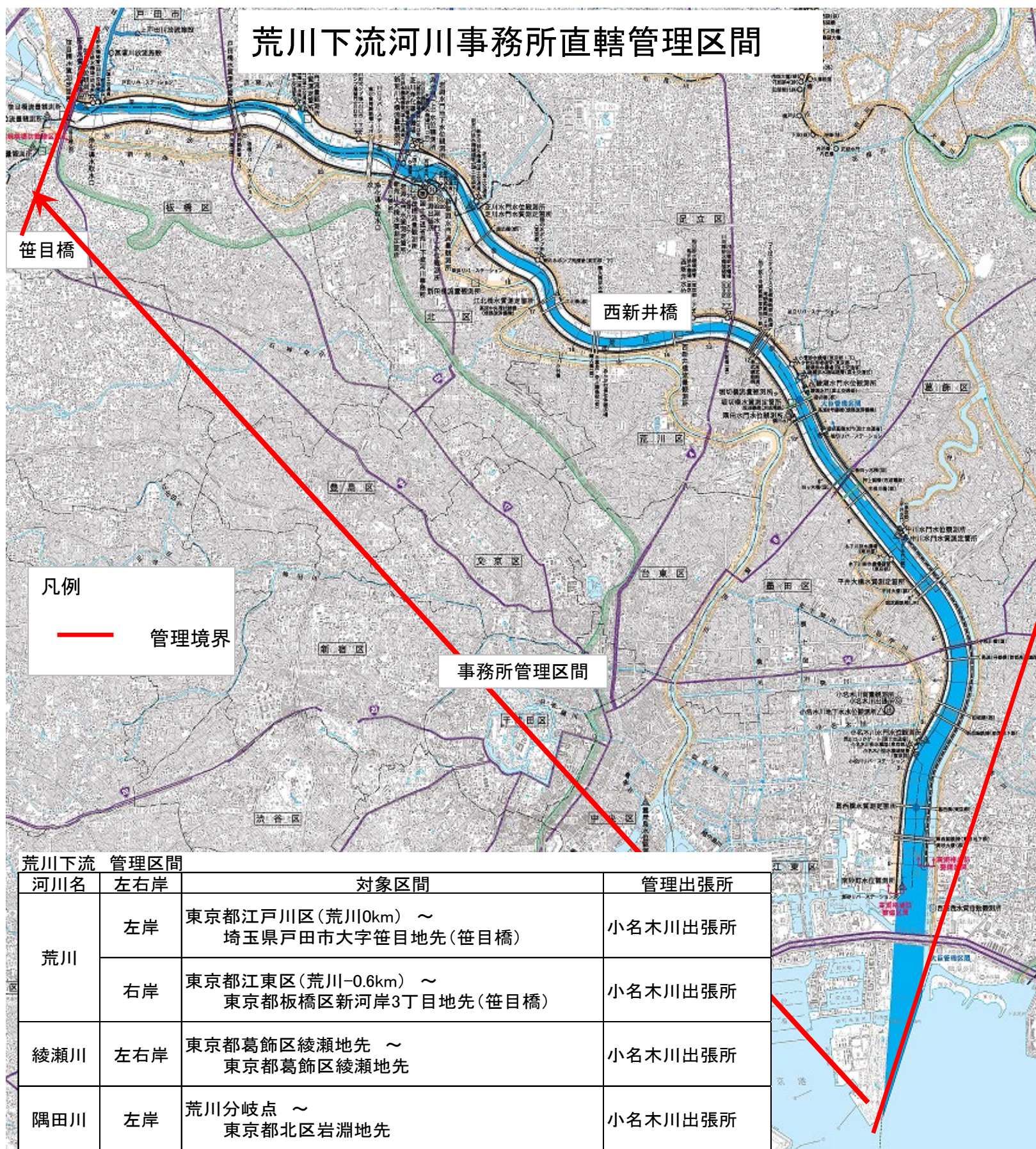
② 調査時期

- ・協定期間中の毎年4月に調査依頼する。

③ 提出場所

- ・4. (3) 1) 担当部局に同じ。

荒川下流河川事務所直轄管理区間



近隣地域一覧表

都・県	市区町村
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、清瀬市、東久留米市、西東京市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市
埼玉県	さいたま市、川口市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、三郷市、ふじみ野市、入間郡三芳町、所沢市、吉川市

協定書の作成について

- 協定書は、A4袋とじとし、白黒で作成してください。
- 協定の締結日は空欄としてください。
(事務所長印を押印後、当方で記入します。)
- 協定締結者は、申請書に記載した役職者としてください。
(異動等があった場合は後任者としてください。)
- 地図を除き両面コピーとしてください。
- 最後のページに地図を添付してください。(A4縦 白黒)
- 割り印をしてください。(下図参照。 中間ページに割り印は不要です)

【表】

[illegible]

【裏】

袋とじ

印

割印

様式－1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

菊 田 友 弥 様

住 所 〒

代 表 者



「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」に参加したく申請書を提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者 :

部 署 :

電話番号 :

協定内容調査表

会社名 :

番号	タイプ区分	協定内容	申請タイプ	調査様式
1	タイプA	①堤防等の応急復旧 ②災害対策機器の運用補助作業		河川災害応急復旧業務 (タイプA)の調査票をご 提出下さい
2	タイプB	①堤防等の応急復旧 ②災害対策機器の運用補助作業 ③復旧資機材の水上輸送 ④水上からの応急復旧		河川災害応急復旧業務 (タイプB)の調査票をご 提出下さい

※ 希望する協定内容について、「申請タイプ」のどちらかに○を記入して下さい。
なお、申請タイプはタイプA及びタイプBのいずれかとします。

河川災害応急復旧業務(タイプA)に関する調査票

会社名:

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	CORINS番号

※ CORINS登録されていない施工実績を記載した場合は、施工実績が分かる資料の写しを添付すること

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能の建設機械の台数

建設機械	台 数	住所(〇〇県〇〇市まで)
バックホウ(0.45m3以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
ブルドーザ(3t以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
ダンプトラック(10t級)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

- ※1 建設機械については協力会社所有・リース契約でも良い
※2 機械の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格

	技術者氏名	所有資格	住 所(〇〇県〇〇市まで)
1			
2			

- ※1 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。
※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

4. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

協定に基づく出動要請を行った場合 の派遣可能作業員の人数	人数	住所(〇〇県〇〇市まで)
	自社: 人	
	協力会社: 人	

- ※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)
※ 網掛け部分に記入をお願いします。

河川災害応急復旧業務(タイプB)に関する調査票

会社名:

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	CORINS番号

※ CORINS登録されていない施工実績を記載した場合は、施工実績が分かる資料の写しを添付すること。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能の建設機械の台数

建設機械	台数	住所(〇〇県〇〇市まで)
バックホウ(0.45m3以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
ブルドーザ(3t以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
ダンプトラック(10t級)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

- ※1 建設機械については協力会社所有・リース契約でも良い
※2 機械の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能の作業船の台数

作業船	台数	住所(〇〇県〇〇市まで)
台船(3,000t以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
土運船(500t積以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
曳(引)船(500GT以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

- ※1 作業船等については協力会社所有・リース契約でも良い
※2 作業船の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社等が複数ある場合には行を追加して記入すること)

上記記載以外の作業船を派遣可能な場合は、下記に作業船名等を記載して下さい。

	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	
	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

- ※1 作業船等については協力会社所有・リース契約でも良い
※2 派遣可能作業船の台数が多い場合は行を追加し記載すること
※3 作業船の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社等が複数ある場合には行を追加して記入すること)

4. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格

	技術者氏名	所有資格	住 所(〇〇県〇〇市まで)
1			
2			

- ※1 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。
※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

5. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

協定に基づく出動要請を行った場合 の派遣可能作業員の人数	人数	住所(〇〇県〇〇市まで)
	自社: 人	
	協力会社: 人	

- ※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)
※ 網掛け部分に記入をお願いします。

様式－1

協定参加申請書

令和〇年〇月〇日

国土交通省関東地方整備局

荒川下流河川事務所長

菊 田 友 弥 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

「災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定（一般土木）」に参加したく申請書を提出します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号：（代）〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（内〇〇〇）

協定内容調査表

会社名：〇〇建設(株)

番号	タイプ区分	協定内容	申請タイプ	調査様式
1	タイプA	①堤防等の応急復旧 ②災害対策機器の運用補助作業	○	河川災害応急復旧業務 (タイプA)の調査票をご 提出下さい
2	タイプB	①堤防等の応急復旧 ②災害対策機器の運用補助作業 ③復旧資機材の水上輸送 ④水上からの応急復旧		河川災害応急復旧業務 (タイプB)の調査票をご 提出下さい

※ 希望する協定内容について、「申請タイプ」のどちらかに○を記入して下さい。

なお、申請タイプはタイプA及びタイプBのいずれかとします。

河川災害応急復旧業務(タイプA)に関する調査票

会社名:〇〇建設(株)

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	CORINS番号
R2〇〇工事	R2.4.1 ~ R3.3.31	〇〇〇

※ CORINS登録されていない施工実績を記載した場合は、施工実績が分かる資料の写しを添付すること

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能の建設機械の台数

建設機械	台数	住所(〇〇県〇〇市まで)
バックホウ(0.45m3以上)	自社: 1 台	東京都〇区
	協力会社又はリース: 台	
ブルドーザ(3t以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 1 台	埼玉県さいたま市〇区
ダンプトラック(10t級)	自社: 1 台	東京都〇区
	協力会社又はリース: 台	

※1 建設機械については協力会社所有・リース契約でも良い

※2 機械の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格

	技術者氏名	所有資格	住 所(〇〇県〇〇市まで)
1	〇〇 〇〇	1級土木施工管理技士	東京都〇区
2			

※1 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。

※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

4. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

協定に基づく出動要請を行った場合 の派遣可能作業員の人数	人数		住所(〇〇県〇〇市まで)
	自社:	1 人	東京都〇区
	協力会社:	10 人	埼玉県さいたま市〇区

※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

※ 網掛け部分に記入をお願いします。

河川災害応急復旧業務(タイプB)に関する調査票

会社名:〇〇建設(株)

1. 平成21年4月1日以降の元請として施工した実績

工事名	工期	CORINS番号
R2〇〇工事	R2.4.1 ~ R3.3.31	〇〇〇

※ CORINS登録されていない施工実績を記載した場合は、施工実績が分かる資料の写しを添付すること

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能な建設機械の台数

建設機械	台 数	住所(〇〇県〇〇市まで)
バックホウ(0.45m3以上)	自社: 1 台	東京都〇区
	協力会社又はリース: 2 台	東京都〇区
ブルドーザ(3t以上)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 1 台	埼玉県〇市
ダンプトラック(10t級)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 2 台	埼玉県〇市

※1 建設機械については協力会社所有・リース契約でも良い

※2 機械の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

3. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能な作業船の台数

作業船	台 数	住所(〇〇県〇〇市まで)
台船(3,000t以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 1 台	東京都〇区
土運船(500t積以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 1 台	東京都〇区
曳(引)船(500GT以下)	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

※1 作業船等については協力会社所有・リース契約でも良い

※2 作業船の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社等が複数ある場合には行を追加して記入すること)

上記記載以外の作業船を派遣可能な場合は、下記に作業船名等を記載して下さい。

〇〇船	自社: 台	
	協力会社又はリース: 1 台	東京都〇区
	自社: 台	
	協力会社又はリース: 台	

※1 作業船等については協力会社所有・リース契約でも良い

※2 派遣可能作業船の台数が多い場合は行を追加し記載すること

※3 作業船の常駐先(協力会社等の住所)を記入。(協力会社等が複数ある場合には行を追加して記入すること)

4. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能技術者の資格

	技術者氏名	所有資格	住 所(〇〇県〇〇市まで)
1	〇〇 〇〇	1級土木施工管理技士	東京都〇区
2			

※1 記載した派遣可能技術者の資格の写しを添付すること。

※2 記載する派遣可能技術者は1名でよい。

5. 協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数

協定に基づく出動要請を行った場合の派遣可能作業員の人数	人数		住所(〇〇県〇〇市まで)
	自社:	3 人	東京都〇区
	協力会社:	10 人	埼玉県〇市

※ 協力会社の住所を記入。(協力会社が複数ある場合には行を追加して記入すること)

※ 網掛け部分に記入をお願いします。

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案） （一般土木）

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

（業務の内容）

第3条 業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 堤防等の応急復旧
- ② 災害対策機器の運用補助

（業務の実施体制）

第4条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が原則行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を開始したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務完了の報告を行った後、遅延無く作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第11条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関し双方から要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第13条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第14条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第15条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第16条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第17条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）一般競争（指名競争）入札参加資格業者から外れた場合又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第21条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所長 菊田 友弥

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印

災害時における河川災害応急復旧業務に関する協定書（案） （一般土木）

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所長 菊田 友弥（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は荒川下流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧業務等に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は別紙の荒川下流河川事務所直轄管理区間とする。

（業務の内容）

第3条 業務内容は、以下のとおりとする。

- ① 堤防等の応急復旧
- ② 災害対策機器の運用補助
- ③ 復旧資機材の水上輸送
- ④ 水上からの応急復旧

（業務の実施体制）

第4条 甲は、当該河川の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が原則行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の実施)

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を開始したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の完了)

第7条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により速やかに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 乙は、業務完了の報告を行った後、遅延無く作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第9条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第11条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関し双方から要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第13条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第14条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第15条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第9条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第16条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第9条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第17条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第18条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第19条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき、関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）一般競争（指名競争）入札参加資格業者から外れた場合又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第21条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 年 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
荒川下流河川事務所長 菊田 友弥

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印